

防整施第13211号

令和3年7月29日

一部改正 防整施第14960号

令和6年6月26日

大臣官房会計課長  
地方協力局環境政策課長  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局総務部经理課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部総務部经理課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長 殿  
各地方防衛局総務部長  
北海道防衛局管理部長  
東北防衛局企画部長  
北関東防衛局管理部長  
南関東防衛局管理部長  
近畿中部防衛局管理部長  
中国四国防衛局企画部長  
九州防衛局管理部長  
沖縄防衛局管理部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
東海防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

災害復旧工事等に係る随意契約方式の契約手続きについて（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙「災害復旧工事等に係る随意契約方式の契約手続きについて」  
写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 災害復旧工事等に係る随意契約方式の契約手続きについて

台風、大雨又は地震等により防衛施設等が被災した場合の応急的な災害復旧工事等（建設コンサルタント業務を含む。以下同じ。）にあつては、迅速かつ確実な施工が可能な者と速やかに契約を締結し復旧作業に着手する必要があることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第3号に基づき随意契約方式とすることができるところ、契約手続きの透明性及び公正性を確保する観点から、具体的な契約手続きの方法を以下のとおり定めるものとする。

## 1 災害復旧工事等の対象範囲

- (1) 随意契約方式により発注する災害復旧工事等の対象は、工事請負契約における随意契約のガイドライン（工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（防整施第6922号。28.3.31）の添付書類をいう。）のⅡに例示される態様のものであり、以下のいずれかに該当するものをいう。

なお、適用にあたっては、当該被災施設の供用事務担当官等と協議のうえ決定するものとする。

ア 被災した建物、工作物及び機械器具類等（以下、「被災建物等」という。）

が保有すべき機能を速やかに回復させるための建設工事

イ 被災した基地又は駐屯地等（基地又は駐屯地の外に所在する防衛省所管の施設等を含む。以下「被災基地駐屯地等」という。）の敷地外の近接地又は近接した建物、工作物もしくは機械器具類等に影響を与える恐れがあり、緊急性を要する応急工事

ウ 災害状況調査や緊急点検等の業務

- (2) 随意契約方式により発注する工事等の範囲は、真に緊急性の高い応急復旧等に限るものとし、応急復旧等の実施後に行う本復旧工事及び改修工事等は原則として一般競争入札により発注するものとする。ただし、梅雨や台風などの出水期や降雪期等の条件により一定の期間までに本復旧工事等を完了させる必要があり、一般競争入札に付す時間的余裕がない場合は、指名競争入札を活用するなど緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。
- (3) 随意契約方式による発注の判断は、予算の科目又は区分等により判断されるものではなく、その工事等の緊急性及び内容により判断されるものであることに留意するものとする。

## 2 災害復旧工事等における契約相手方の選定

災害復旧工事等の発注にあたっては、迅速かつ確実な施工が可能な者を短期間を選定し工事等に着手させる必要があることから、着手までの期間、資材の調達力、人員等の確保などを勘案し、透明性及び公平性を確保しつつ工事等の内容に

応じて、以下の方法により随意契約を締結するものとする。

(1) 建設工事にあつては、以下のアからカに掲げる方法により見積の相手方を選定し、随意契約を締結するものとする。

ア 被災建物等の新設工事の際に作成された施工図等を活用することで、当該被災建物等における損傷箇所の部材取替え等を効率的に行うことができ、早期の機能回復が期待できるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、見積合わせのうえ随意契約を締結する。

- ・ 当該被災建物等の新設工事を実施した者

イ 上記アにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、入門手続きに要する時間及び事前調整に要する時間を短縮することができ、災害復旧工事等を早期に着手することができるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、見積合わせのうえ随意契約を締結する。

なお、これらの者が複数いる場合は、これらの者全てに対し見積を依頼し、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 当該被災基地駐屯地等内において当該発注機関が発注した工事を現に履行中の者であり、防衛省競争参加資格において災害復旧工事と同一工種の資格を有する者

ウ 上記ア及びイにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、被災基地駐屯地等周辺の地理的精通度から、資材等の搬入及び事前調整に要する時間を短縮することができ、災害復旧工事等を早期に着手することができるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、なるべく2者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 当該被災基地駐屯地等の近隣に本店、支店又は営業所が所在し、かつ当該被災基地駐屯地等内において一定の期間内（建設工事の場合は当該年度及び前年度から15年以内を標準とする。以下、(1)において同じ。）に当該発注機関が発注した工事の履行実績を有する者又は当該被災基地駐屯地等の周辺において一定の期間内に当該発注機関が発注した工事の履行実績を有する者若しくは当該発注機関が発注した工事を現に履行中の者であり、防衛省競争参加資格において災害復旧工事と同一工種の資格を有する者

エ 上記アからウにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、工事を着手するにあたり事前調整に要する時間を短縮することができ、災害復旧工事等を早期に着手することができるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、なるべく2者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 当該被災基地駐屯地等内において一定の期間内に当該発注機関が発注した工事の履行実績を有する者であり、防衛省競争参加資格において災害復旧工事と同一工種の資格を有する者

オ 上記アからエにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、

災害復旧工事の確実な履行が期待できるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、なるべく２者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 防衛省競争参加資格において災害復旧工事と同一工種の資格を有する者のうち、当該被災基地駐屯地等周辺の国、特殊法人又は地方公共団体等と災害協定を締結している者

カ 上記アからオにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、災害復旧工事等を早期に着手できるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、なるべく２者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 防衛省競争参加資格において災害復旧工事と同一工種の資格を有する者のうち、当該被災基地駐屯地等の近隣に本店、支店又は営業所が所在する者

(2) 建設コンサルタント業務にあつては、以下のアからウに掲げる方法により、見積の相手方を選定し、随意契約を締結するものとする。

ア 事前調整に要する時間を短縮することができ、災害復旧に係る業務の迅速かつ確実な履行が期待できるという観点から、以下の者に対し見積を依頼し、なるべく２者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 一定の期間内（建設コンサルタント業務の場合は当該年度及び前年度から１０年以内を標準とする。以下、(2)において同じ。）に、当該発注機関が発注した災害復旧に係る業務と類似の業務の履行実績がある者

イ 上記アにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、災害復旧に係る業務の迅速かつ確実な履行が期待できるという観点から、以下に掲げる者に対し見積を依頼し、なるべく２者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 一定の期間内に、防衛省発注機関が発注した災害復旧に係る業務と類似の業務の履行実績がある者

ウ 上記ア及びイにより見積の依頼先を選定することができなかった場合は、災害復旧に係る業務の確実な履行が期待できるという観点から、以下に掲げる者に対し見積を依頼し、なるべく２者以上の者と見積合わせのうえ、予定価格の範囲内のうち見積金額が最も安価な者と随意契約を締結する。

- ・ 防衛省競争参加資格有資格者名簿に登録された有資格者のうち、一定の期間内に災害復旧に係る業務と類似の業務の履行実績がある者

(3) 上記(1)及び(2)の各号における見積の依頼先を選定にあたっては、災害復旧工事等の緊急性を鑑み、それらの者の意向及び施工能力を踏まえた上で選定するものとする。

(4) 上記(1)のイからエ及び上記(2)のアからウにおいて、現に履行中の者又は履行実績を有する者が経常建設工事共同企業体以外の共同企業体の場合は、当該共同企業体が災害復旧工事等を実施するために結成された共同企業体ではない

ことから、当該共同企業体を災害復旧工事等の契約相手方とはしないものとし、当該共同企業体の代表者を含む構成員それぞれの意向および施工能力を踏まえた上で、見積の依頼先として選定するものとする。

- (5) 上記(1)のウ並びにエ及び上記(2)のアからウにおける工事又は業務の履行実績において、当該履行実績の工事成績又は業務成績が65点未満の場合は、災害復旧工事等の品質を確保する観点から、工事又は業務の履行実績とは見なさないものとする。

### 3 災害復旧工事等における随意契約の手続きの流れ

- (1) 随意契約を行う理由及び見積依頼先の選定理由にあたっては、付紙第1の記載例を参考とし整理のうえ、競争参加資格・指名審査委員会の審議を受けるものとする。

- (2) 見積依頼先の選定後、付紙第2を参考にして見積依頼通知を作成し、当該災害復旧工事に係る仕様書、図面、現場説明書、契約書案及び見積心得書等の必要な書類とともに見積依頼先に対し通知するものとする。

なお、電子入札システムにより見積合わせを行う場合は、付紙第2の内容を電子入札システムに入力し通知するものとする。

- (3) 建設工事にあつては公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律および同施行令の取扱いに係る細部事項について（防整施第6939号。28.3.31）別紙様式第6により、建設コンサルタント業務にあつては建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表について（防整施第6938号。28.3.31）別紙様式第8により、契約締結後遅滞なく随意契約結果書を公表するものとする。

なお、随意契約結果書の随意契約理由の欄は、付紙第3の記載例を参考とし、随意契約理由及び業者選定理由を記載するものとする。

### 4 その他

この通知の実施にあたり疑義が生じた場合は、整備計画局建設制度官と協議するものとする。

(記入例)

## 随意契約理由書

- 1 工 事 名 : ○○ (○) ○○復旧工事
- 2 工事場所 : ○○県○○市 (○○自衛隊○○基地)
- 3 適用法令 : 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項  
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

## 4 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

## (1) 当該工事の目的・内容

本工事は、○年○月○日に○○地方に上陸した台風○号に伴う豪雨（日当たり降雨量○○mm）により、○○自衛隊○○基地内の構内道路において、法面崩落及び崩落土砂により車両通行が阻害されていることから、道路啓開並びに法面の応急復旧工事を実施するものである。

## (2) 随意契約に付する理由

本工事は、法面崩落の早期復旧を目的としており、周辺の状況等を踏まえれば、緊急の必要により通常の競争に付することができないため、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、契約を締結するものである。

## (3) 見積依頼先の選定理由

○○自衛隊○○基地内において現に土木一式工事を履行中の者がおり、その者と契約を締結した場合は入門手続きに要する時間を短縮することができ、災害復旧工事等を早期に着手できることから、以下に掲げる者へ協力要請及び見積書の提出を依頼し、見積金額が最も安価な者と契約を締結する。

| 業者名     | 選定理由                                    |
|---------|-----------------------------------------|
| ○○土建(株) | ○○自衛隊○○基地内において、○○ (○) ○○土木その他工事を履行中である。 |
| (株)○○組  | ○○自衛隊○○基地内において、○○ (○) ○○新設土木工事を履行中である。  |

○年○月○日

株式会社○○組  
代表取締役 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官  
○○防衛局長 ○○ ○○

見積依頼通知書

下記工事に係る見積書の提出者として選定されたため通知します。

- 1 工事名 ○○(○)○○復旧工事
- 2 工事場所 ○○県○○市(○○自衛隊○○基地)
- 3 工事内容 仕様書及び図面のとおり
- 4 契約条項及び諸条件 現場説明書及び契約書案のとおり
- 5 見積書開封日時 ○年○月○日 ○時○分
- 6 見積書提出方法及び注意事項

(1) 提出期間

○年○月○日から○年○月○日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、  
○時から○時まで(12時から13時までの間を除く。)。ただし、最終日は○  
時まで。郵送等による場合は○年○月○日○時必着とします。

(2) 提出場所

○○県○○市○○○-○ ○○合同庁舎 ○○防衛局総務部契約課

(3) 提出方法

見積書を封筒に入れて封かんし、見積書を入れた封筒の表に「見積書在中」  
と朱書きし、開封日時及び商号又は名称を記載の上、提出して下さい。

- (4) 見積書提出者のうち、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出した者  
を契約の相手方として決定します。契約相手方の決定に当たっては、見積書  
に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を  
もって決定価格とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る  
課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の  
110分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。

- (5) 見積書の提出により、本工事の契約条項及び諸条件に同意したものとしま  
す。見積心得書の内容を熟読したうえで見積書の提出を行ってください。

- (6) 工事費内訳明細書の提出は必要ありません。

7 連絡先

○○県○○市○○○-○ ○○合同庁舎 ○○防衛局総務部契約課○○係  
TEL: ○○-○○○○-○○○○(内線○○○)

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                |        |    |      |      |                     |          |           |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------|----|------|------|---------------------|----------|-----------|
| 工事名    | 〇〇（〇）〇〇<br>復旧工事                                                                                                                                                                                                                                                                      | 工事<br>場所       | 〇〇県〇〇市 | 種別 | 土木一式 | 工期   | 〇.〇.〇<br>～<br>〇.〇.〇 | 工事<br>概要 | 〇〇に係る応急復旧 |
| 契約の相手方 | 名称等                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 株式会社〇〇組        |        |    |      | 法人番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇      |          |           |
|        | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇〇 |        |    |      |      |                     |          |           |
| 契約金額   | ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. －（税込）（¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. －（税抜））                                                                                                                                                                                                                                           |                |        |    |      |      |                     |          |           |
| 予定価格   | ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. －（税込）（¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇. －（税抜））                                                                                                                                                                                                                                           |                |        |    |      |      |                     |          |           |
| 契約年月日  | 〇年〇月〇日                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |        |    |      |      |                     |          |           |
| 選定理由   | <p>本工事は、法面崩落の早期復旧を目的としており、周辺の状況等を踏まえれば、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結したものである。</p> <p>〇〇自衛隊〇〇基地内において現に土木一式工事を履行中の者が複数おり、その者と契約を締結した場合は入門手続きに要する時間を短縮することができ、災害復旧工事等を早期に着手できることから、それらの者へ見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内で見積金額が最も安価であったため、上記の者を契約相手方とした。</p> |                |        |    |      |      |                     |          |           |